

# 市役所からの お知らせ

## 国民年金

### 国民年金保険料の改正

平成29年4月分～平成30年3月分の国民年金保険料が次のとおり改正されました。

#### ▼新しい保険料（月額）

- ・保険料 16490円
  - ・4分の1免除（12370円納付）
  - ・半額免除（8250円納付）
  - ・4分の3免除（4120円納付）
- 問合せ** 市民課 ☎(275)6241または堺西年金事務所 ☎(243)7900

### 国民年金保険料の退職（失業）による特例免除

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方が会社を退職（失業）されたときは、国民年金の第1号被保険者へ変更となり、保険料の納付が必要となります。しかし、退職（失業）により保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除される特例免除制度が設けられています。特例免除制度は、退職（失業）された方が対象で、審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます。（ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、保険料の免除が認められない場合があります）

#### 必要書類等

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの（納付書等）
  - ②失業したことが確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証・離職票等）
  - ③印鑑（本人が署名する場合は不要）
- 申請・問合せ** 市民課 ☎(275)6241または堺西年金事務所 ☎(243)7900

## 税

### 市税の納付は必ず納期内に

市税は市の財政運営において大切な財源です。納期を過ぎると延滞金等が加算されますのでご注意ください。平成29年度の市税の納期は表のとおりです。

なお、固定資産税・都市計画税並びに軽自動車税の納税通知書は5月上旬、市・府民税の納税通知書は6月上旬に送付します。

| 平成29年度 市税の納期限   |      |            |
|-----------------|------|------------|
| 対象税目            | 期別   | 納期限        |
| 固定資産税<br>都市計画税  | 全期前納 | H29年5月31日  |
|                 | 第1期分 | H29年5月31日  |
|                 | 第2期分 | H29年7月31日  |
|                 | 第3期分 | H29年12月20日 |
|                 | 第4期分 | H30年2月28日  |
| 市・府民税<br>（普通徴収） | 全期前納 | H29年6月30日  |
|                 | 第1期分 | H29年6月30日  |
|                 | 第2期分 | H29年8月31日  |
|                 | 第3期分 | H29年10月31日 |
|                 | 第4期分 | H30年1月31日  |
| 軽自動車税           | 全期   | H29年5月31日  |

### 固定資産課税台帳の閲覧

平成29年度固定資産課税台帳が閲覧できます。

閲覧する場合には、納税通知書や運転免許証などの本人確認ができるものが必要です。なお、代理人等はこれらに加えて委任状等も必要となります。

また、所有者、納税義務者及びこれらの者から委任を受けた者に加えて、借地借家人等についても、その使用または収益の対象となる部分に限り、固定資産課税台帳を閲覧することができます。なお、借地借家人等については、当該資格を証する書類（賃貸借契約書等）が必要となります。

#### 問合せ 税務課

☎(275)6109



#### 問合せ 税務課

☎(275)6094

## 路線価を公開しています

税務課では納税者の皆さんに固定資産税の評価に対するご理解をより深めていただくため、評価の基礎となる路線価を公開しています。

※路線価：街路に沿接する標準的な画地の1㎡あたりの価格

**問合せ** 税務課

☎ (275) 6109

## 地価公示価格の閲覧

平成29年の地価公示価格が国土交通省から発表されています。

地価公示価格とは、国土交通省が全国の標準的な土地を選んで、その適正な価格を皆さんにお知らせするもので、税務課・市役所2階行政資料コーナーで閲覧できます。

**問合せ** 税務課

☎ (275) 6109

## 国民健康保険

### 仮算定分納入通知書を送付

国民健康保険料は、前年の所得金額をもとに決定します。平成29年度の年間保険料は、平成28年中の所得確定後の今年7月に算定しますので、4月～6月については前年度の保険料をもとに決定した仮算定の保険料を納めていただきます。このため、前年と前々年中の所得に大幅な変動があった方についても、保険料の調整は7月以降となります。

また、保険料の通知後、減免申請の受付を行っています。減免による保険料の変更についても7月以降となります。

### ▼特別徴収仮徴収額通知書

年金からの引き落とし（特別徴収）により、国民健康保険料を納付している方の保険料は、仮徴収（4月・6月・8月）は、本年2月に引き落とした保険料と同額を徴収し、本徴収（10月・12月・2月）で年間保険料から仮徴収の保険料を差し引いた額を徴収します。

ただし、平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）に世帯主が75歳になる場合は、4月より特別徴収から普通徴収に変更され、納付書が送付されますのでご注意ください。

※口座振替を利用されている世帯には、納付書は送付されません。

**問合せ** 健康づくり課

☎ (275) 6374

### 新しく国保に加入する方へ

新しく国民健康保険に加入した場合の保険料の計算は、資格取得日

（健康保険の資格を喪失した日、健康保険の扶養家族から外れた日、転入日など）からです。この日から14日以内に離職票・資格喪失証明書等を持参のうえ、届けなければなりません。遅れると資格取得日まで最高2年間さかのぼって保険料を支払わなければなりません。

また、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

**問合せ** 健康づくり課

☎ (275) 6374

### 社会保険に加入した人は喪失の届出をお忘れなく！

国民健康保険に加入している方で、会社の健康保険の資格を取得した場合は、国民健康保険の喪失の届出が必要です。また、社会保険の被扶養家族に認定された方も同様です。

新たに取得した社会保険証と国民健康保険証、印鑑を持って健康づくり課へ届け出てください。

**問合せ** 健康づくり課

☎ (275) 6374

## 後期高齢者医療

### 健康診査・人間ドック費用の助成

### ▼健康診査

府後期高齢者医療広域連合の被保険者の方に、健康診査受診券を4月下旬に送付します。（平成29年度中に75歳になられる方には、誕生月の翌月に送付します。）

受診券の裏面に記載されている有効期限までに指定医療機関等で受診

してください。(年度中に1回)

ただし、長期入院中や施設入所中の方は、病院・施設において健康管理が図られているため、健康診査の対象から除いています。なお、退院・退所等で状況に変化があった場合は受診券を発行しますので、お問い合わせください。

#### ▼人間ドック

府後期高齢者医療広域連合の被保険者の方に人間ドックの費用の一部を助成しています。助成を受けるには、健康づくり課へ必要書類を持参し、申請してください。なお、助成を受けられる回数は年度中1回、26000円を上限としています。

**必要書類** 人間ドックの領収証、人間ドック検査結果通知書等の写し、被保険者証、口座情報がかかるもの、印鑑

**問合先** 健康づくり課 ☎(275) 6392  
または府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06(4790)2031

#### 平成29年度の保険料について

▼大阪府の平成29年度の保険料率  
年間保険料(限度額57万円) 〓

被保険者均等割額(被保険者1人あたり51649円) + 所得割額(被保険者の所得×所得割率10・41%)

#### ▼保険料の軽減

| 所得の判定区分                       |                         |       | 軽減後の被保険者均等割額(軽減割合) |
|-------------------------------|-------------------------|-------|--------------------|
| 世帯の総所得金額等<br>[同一世帯内の被保険者と世帯主] | 33万円まで                  | 0円    | 5,164円(9割)         |
|                               |                         | 0円でない | 7,747円(8.5割)       |
|                               | 33万円+27万円<br>×被保険者の数 まで |       | 25,824円(5割)        |
|                               | 33万円+49万円<br>×被保険者の数 まで |       | 41,319円(2割)        |

- ①世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額(年額51649円)が表のとおり軽減されます。
- ②所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所

得が58万円以下(年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下)の方は、所得割額が2割軽減されます。

- ③後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当分の間、所得割額は課されず、被保険者均等割額が7割軽減されます。なお、世帯の所得に応じた均等割額の9割または8.5割に該当する方はそれぞれの軽減割合が適用されます。

**問合先** 健康づくり課 ☎(275) 6392  
または大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06(4790)2028

#### 介護保険料仮徴収額通知書を送付

介護保険料は、前年の所得金額をもとに決定します。平成29年度の年間保険料は、平成28年中の所得確定後の7月に決定しますので、それまでは平成27年中の所得をもとに算出した仮徴収(暫定賦課)の保険料を納めていただきます。

#### ▼特別徴収

老齢・退職・遺族・障害年金を月額1万5千円以上受給されている第1号被保険者(65歳以上)の方は、年金から引き落とし(特別徴収)されます。なお、仮徴収期間(4月・6月・8月)の月割保険料は、本年2月に引き落としした保険料と同額を徴収します。10月以降の保険料は、7月に決定される年間保険料額から仮徴収期間に徴収する保険料を差し引いた額となり、10月～翌年2月の期間で徴収します。

特別徴収の方の仮徴収額通知書は送付しませんので、ご了承ください。

#### ▼普通徴収

特別徴収以外の方は、納付書や口座振替等で納めていただきます。

仮徴収期間の月額保険料は、前年度の保険料をもとに暫定賦課しており、7月に年間保険料を決定し、仮徴収期間の保険料を差し引いた額を7月～翌年3月の本徴収期間で徴収します。

**問合先** 健康づくり課  
☎(275) 6329

## 各種

重度障がい者などの方に  
タクシー利用料金助成券を交付

身体障害者手帳（１・２級）や療育手帳Ａ、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている方が対象です。

※年間最大24枚を交付

**申請・問合先** 対象となる手帳または医療受給者証と印鑑を持参し、高齢・障がい福祉課 ☎（275）6294へ

戦没者等の遺族に対する第十回特別弔慰金の請求はお済ですか

**対象** 平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき、次の順番による先順位のご遺族1人に記名国債として額面25万円（5年償還）を支給



■戦没者等の死亡当時のご遺族で

▼第1順位：平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

▼第2順位：戦没者等の子

▼第3順位：戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母

④兄弟姉妹

▼第4順位：前記第3順位以外の

①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

▼第5順位：前記第1～4順位以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方）

**請求・問合先** 平成30年4月2日までに社会福祉課 ☎（275）6283へ

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter

## 洗濯表示が変わりました



衣類に付いている、洗濯などの「**取扱い表示記号**（以下、洗濯表示）」が変わりました。これまでより、洗濯表示が細かく設定されます。ドラム式洗濯機等による「**タンブル乾燥**」や色柄物の衣類等の漂白に適している「**酸素系漂白剤**」など**新しい洗濯記号**が**追加**されたり、**適用温度**がこれまでより**細かく**表示されたりするようになりました。



「洗濯表示」は「家庭洗濯」「漂白」「乾燥」「アイロン」「クリーニング」の5つの基本記号で構成され、記号の種類は22種類から41種類に増えました。家庭での洗濯や乾燥の記号に「タンブル乾燥」、「酸素系漂白剤」「ぬれ干し」等が加わりました。衣類等の縮みや色落ちなどの洗濯トラブルを防ぐために、適切な洗濯や干し方を確認しましょう。詳しくは、消費生活センターへお問い合わせいただくか経済産業省ホームページをご覧ください。

困ったときは、  
消費生活センターへ  
☎（267）5501

場 所 市役所本館2階  
時 間 9：00～16：45  
休館日 土・日曜日、祝日  
※休館日は「消費者ホットライン」  
☎188へお問い合わせください

新しい洗濯

検索

※国民生活センター「見守り新鮮情報第274号」から抜粋・イラスト黒崎玄

## 大阪労働局からのお知らせ

有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換できるいわゆる「無期転換」ルールにより、平成30年4月以降多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生すると見込まれています。

それまでに、無期転換制度を進めましょう。詳しくは、大阪労働局指導課 ☎06(6949)6494 へお問い合わせください。

## 有料普通ごみ処理券・粗大ごみ処理券取扱所の追加

次の事業所がごみ処理券取扱所に追加されました。

■セブンイレブン高石駅前店 「千代田3・6・3」

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

## 普通ごみ処理券を上手に使うために

毎回使用するごみ袋を45リットルから30リットルにするなど普段使う袋よりも1つ小さいサイズとなるよう工夫することで、1年間で普通ごみ処理券約100枚の節約となります。ごみの量に合った大きさの袋を使うことが大切です。

ごみの分別やリサイクルを徹底して、普通ごみの量を減らしましょう。

問合先 生活環境課

☎ (275) 6266

## 飼犬登録と狂犬病の予防注射

飼犬は生後3か月を過ぎると、生涯1度の飼犬登録と年1回の狂犬病の予防注射が必要です。予防接種はお近くの動物病院または市が実施する集合注射（4月18日～20日）で受けることができます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。ただくか生活環境課 ☎(275) 6266 までお問い合わせください。



## 今年もやります！ 空き家対策補助金！

### ■ 補助額の例

空き家の売買・改修・賃貸借を行う際に空き家バンクを利用すると…  
※現在、申請受付中

最大 **60** 万円

空き家の除却（解体）を行う際に…

最大 **40** 万円

※4月13日9時から受付開始

### ❗ ご注意ください

- ・予算額に達すると終了します。
- ・各補助事業には、条件があります。
- ・各補助事業の申請は、必ず事前に行ってください。

詳しくは、建築住宅課 ☎(275)6479 へお問い合わせください。

## たかいし斎場 第2式場がリニューアル！

改修工事が完了し、より安全で使いやすい施設としてリニューアルしました。  
公営葬儀などご利用ください。



外観



室内

問合先 高石市泉大津市墓地組合事務局  
(市民課内) ☎(275)6473

## 募 集

### 姉妹都市協会

### 英会話講習受講生の募集

**日程** 5月11日～7月13日の毎週木

**曜日** (全10回)

**時間** ▼初級：午後6時～7時 ▼

上級：午後7時10分～8時10分

**場所** 中央公民館

**対象** 姉妹都市協会会員

※姉妹都市協会では随時、会員を募集しています。

**受講料** 5000円

**申込・問合先** 4月27日までに姉妹

都市協会事務局(秘書課内) ☎(275)

6078

### 迷惑電話防止装置の無料モニターを募集

近年、迷惑電話による消費者被害・詐欺被害が増加しています。その対策の一環として市では、迷惑防止装置のモニターを募集します。

※番号表示サービスの契約(自己負担)が必要です。

**対象** 市内の65歳以上の方が居住す

る世帯

**募集** 50人(応募多数の場合は抽選)

**期間** 平成29年6月1日～平成30年

3月31日

応募等詳しくは、5月19日までに経

済課 ☎(275) 6149へお問い合わせ

ください。

### 農業委員を募集

**対象** 農業に関する識見を有する方

等

※詳しくは募集要項をご覧ください。

(市ホームページからダウンロード可)

**募集** 13人

**任期** 平成29年7月20日～平成32年

7月19日

**応募・問合先** 経済課に設置してい

る「高石市農業委員会委員推薦書・

応募申込書」に必要事項を記入し、

4月11日～5月8日(消印有効)ま

でに農業委員会事務局(経済課内)

☎(275) 6179へ持参または郵送

# 広報たかいし「きらり-TAKAISHI-」アンケート結果公表！

広報たかいしは、昨年の10月から試行的にリニューアルを行いました。リニューアルした広報紙についてのご意見を伺うためにアンケートを実施しました。その結果を公表します。貴重なご意見ありがとうございました。

いただいたご意見は、今後の広報紙作成の参考にさせていただき、これからも皆さんが読みやすいような広報紙づくりに努めます。

**問合先** 秘書課 ☎(275)6082

## 回答の年齢構成

総回答数 478 通

|            |       |
|------------|-------|
| 30代以下      | 43 通  |
| 40代<br>50代 | 133 通 |
| 60代以上      | 259 通 |

特に若い世代の方からのご意見が少なかったのもっと興味を持っていたできるように努めます。

※いずれも複数回答可

## Q1. 特集で興味のあった記事は？

得票数 / 総得票数  
**第1位** 206/563

11月号「高石工場夜景の魅力」

得票数 / 総得票数  
**第2位** 120/563

12月号「子育て環境どんどん充実！」

## Q2. 興味のある記事は？

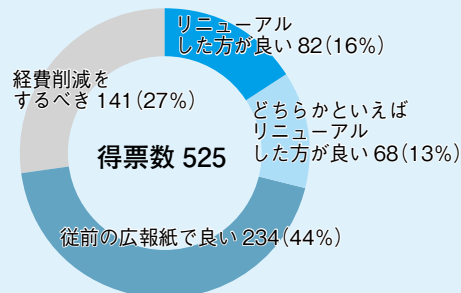
得票数 / 総得票数  
**第1位** 172/864

アブラホール イベントガイド

得票数 / 総得票数  
**第2位** 170/864

健康だより

## Q3. 今後について



みんないっしょに生きる社会を

## まっぼっくり

## 「一億総活躍社会」を人権の視点で

岩手県陸前高田市には、未来の世代へ大震災で得た教訓をつなぐため「津波の恐れがあるときには、この桜より上に避難するように！」と願いを込めて、植樹された桜があります。その桜は、津波の最大到達地点約170kmの線上に並びまもなく満開を迎える頃。桜が咲き陽光うららかな4月は、入学・入社・進級などを迎える節目の季節です。それぞれに夢や希望、一抹の不安を抱えてのスタート。この節目を機に、将来のことなどを考えてみたりしてはいかがでしょうか。

そこで、将来のことに關して、一つの取り組みを紹介します。昨年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。このプランは、少子高齢化という構造的な課題に取り組み、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障がいや難病のある方も、家庭・職場・地域などあらゆる場で誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むもの。その中で、GDP 600兆円の実現・希望出生率1.8の実現・介護離職ゼロの実現をめざすとされています。このように掲げられたプラン「一億総活躍社会」を、ここからは人権的な視点から見つめていきます。

はじめに、女性と男性について、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が残っています。女性の活躍を進め、男女共同参画による社会の活性化の推進が必要です。

次にお年寄りと若者については、年齢だけを理由に、社会参加する機会を奪ってはいないでしょうか。高齢者が社会の一員として尊重され、就業をはじめ、多様な社会活動に参加する機会が保障される社会の形成が必要です。若者についても就労などの様々な問題があります。そして、一度失敗を経験した方の中には、刑を終えて出所した方がいて、本人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職や住居の確保が困難で社会復帰をめざす方にとって、現実には極めて厳しい状況です。

障がいや難病のある方については、まわりの方々に心のバリア（壁）がないでしょうか。障がいや難病のある方に対する理解と認識の不足による就労における差別や入居拒否などの問題の解消、さらには駅のエレベーター設置の推進など物理的なバリアの解消も必要です。

家庭では、配偶者からの暴力や子どもへの虐待、ひとり親家庭などの問題、職場ではセクハラ（性的な嫌がらせ）、やパワハラ（職場内の優位性を背景に、精神的・身体的な苦痛を与える行為）、さらには長時間労働などの問題があります。地域やあらゆる場においては、思いやりの心や連携、協働が必要です。このように、人権的な視点から見えていくと、さまざまな問題が存在していることが分かります。「一億総活躍社会」の実現に向けては、私たち一人一人がより一層人権意識を高め、人権への理解を深めていくことが、何よりも重要なのではないのでしょうか。

人権推進課  
☎(275) 6279

## 確認じゃ！給付金。

## 臨時福祉給付金（経済対策分）

平成26年4月に実施した消費税引き上げに伴う所得の少ない人への影響を緩和するために実施しています。

支給額 1人につき1万5000円  
支給対象者 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者の方  
申請期間 4月28日～10月27日  
申請・問合先 給付金事業実施本部 ☎(265)1133

